

○加古川市共同企業体による建設工事の試行に関する要綱

平成 13 年 4 月 19 日

市 長 決 定

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内業者の育成及び受注機会の増大を図るため及び大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するため、加古川市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この要綱において「市内業者」とは、加古川市内に本店を有する者をいう。

(対象工事)

第 2 条 共同企業体により施工する建設工事は、次の各号に掲げる規模の工事であつて、かつ、建設工事審査会（以下「審査会」という。）が共同企業体による施工が適当であると認めたものとする。

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 土木一式工事 | 契約予定金額が 5 億円以上の工事 |
| (2) 建築一式工事 | 契約予定金額が 1 0 億円以上の工事 |
| (3) 電気工事 | 契約予定金額が 2 億 5 千万円以上の工事 |
| (4) 管工事 | 契約予定金額が 2 億 5 千万円以上の工事 |
| (5) その他の工事 | 審査会が定める規模の工事 |

(共同企業体)

第 3 条 共同企業体による建設工事については、特定建設工事共同企業体により行うものとする。

(構成員数)

第 4 条 共同企業体の構成員の数は、2 社又は 3 社とする。

2 構成員には、原則として市内業者を 1 社以上含むものとする。ただし、特殊な技術を要する工事等で、市内業者を構成員とする共同企業体での施工が困難と認めるときは、市内業者以外の業者同士の組合せとすることができる。

(組合せ)

第 5 条 共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の有資格業者の組合せとする。

(出資比率)

第 6 条 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 2 社の場合 | 3 0 パーセント以上 |
| (2) 3 社の場合 | 2 0 パーセント以上 |

(代表者の要件)

第 7 条 共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者とする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(資格要件等)

第 8 条 共同企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる要件等を満たす者とする。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 加古川市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 |
|----------------------------------|

- (2) 審査会が工事ごとに定める工事の施工実績を有すること。
- (3) 発注工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、必要な許可を有するとともに、有効な経営事項審査を受け審査会が工事ごとに定める基準を満たしていること。
- (4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

（結成方法）

第 9 条 特定建設工事共同企業体の結成は、自主結成とする。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 10 日から施行する。